

は じ め に

我が国においては、高齢化が急速に進んでおり、65歳以上の人口は令和4年（2022）10月1日現在で3,624万人となっており、総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は、29.0%となっています。また、令和7年（2025）には、団塊世代（1950～52年生まれ）が75歳以上を迎えることとなり、生産年齢人口の減少の一方で、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。さらに、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれます。

そのため国は介護保険法の改正を通じて、令和22年（2040）に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目標としています。

本市においては、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに、「老老介護」や「8050問題」などの複合的な課題を抱える世帯や、「医療ニーズの高い方」に対して多職種が連携した支援策が課題となっています。また、要介護認定者や認知症高齢者等の増加に対応できるよう、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする必要がありますが、少子化に伴う生産年齢人口の減少により、担い手不足が懸念されています。団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が高齢者に達する令和22年（2040）を迎えるまでに、その傾向はより深刻となることが予測されています。そのため、高齢者の社会参加を更に推し進め、元気な高齢者が担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防につなげ、地域のなかで暮らすことができるまちづくりが今後ますます重要になります。

本計画では、高齢者が元気に暮らし続けられるための取組みを行うと同時に、たとえ、要介護状態や認知症になっても、出来る限り住みなれた地域で家族や友人と離れることなく暮らし続けられるよう、「高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる」ことを最大目的として、市民・事業者・行政が力を合わせ地域で協働し、加賀市版の地域共生社会の実現を中・長期的な視点に置いた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、高齢者の暮らしを支えていく土壌づくりに取り組むこととしております。

最後に、本計画策定にあたり幅広い市民や関係団体の皆様から、貴重なご意見やご提言をいただきましたことに、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年4月

加賀市長 宮 元 陸

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第2章 加賀市の現状と将来推計	5
1 高齢者の現状と将来推計	5
2 介護保険事業の状況	21
3 高齢者施策の状況	29
4 現状から見える今後の課題	38
第3章 日常生活圏域と地域の状況	40
1 日常生活圏域の設定	40
2 地域の状況	41
第4章 基本理念と施策体系	53
1 地域包括ケアビジョンとその方向性	53
2 基本理念と施策体系	56
第5章 介護保険事業の見込みと介護保険料	90
1 要介護認定者数等の推計	90
2 介護サービス種類ごとの見込み量	91
3 予防サービス種類ごとの見込み量	93
4 地域支援事業の見込み量	94
5 介護保険事業に係る費用の見込み	95
6 第1号被保険者の介護保険料の算定	98
7 中・長期的な介護保険事業の見込み	103
資料編	105
1 各種調査結果	105
2 地区分析	106
3 加賀市介護給付適正化取組方針	107
4 加賀市介護保険料収納率向上取組方針	110
5 計画策定の過程	112
6 加賀市健康福祉審議会条例	116
7 加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会	121
8 加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会委員名簿	122

■ コラム一覧

「地域共生社会」の実現に向けて	4
介護休業・介護休暇制度	20
「老老介護」「認認介護」「ヤングケアラー」	61
認知症基本法の成立	70
外国人介護人材の受入れについて	78
災害時でも介護サービスを続けるための業務継続計画（BCP）	82
見守りサービスについて	89